

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和4年度第1回松阪市国民健康保険運営協議会
2. 開 催 日 時	令和4年8月4日（木）午後1時30分～午後2時24分
3. 開 催 場 所	松阪市役所2階 市議会棟 第3・4委員会室
4. 出席者氏名	<p>（委員）◎三宅義則、濱田迪夫、鈴木和美、竹上昌美、森田和男、櫻井正樹、吉田徹士、岩瀬晃子、阪本幸生、楠田加奈子、三宅 博、小泉貴美子、小阪久実子、篠原由紀子（◎議長）</p> <p>（事務局）松下敏幸税務担当理事、西 光一収納課長、廣本知律健康福祉部長、糸川千久佐健康づくり担当参事、西浦美奈子三雲地域振興局地域住民課長、中川幸美飯南地域振興局参事、小林一雅飯高地域振興局地域住民課長、松田和義保険年金担当参事、鈴木清弘国民健康保険担当主幹、前田美里国民健康保険係長</p>
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0名
7. 担 当	<p>松阪市健康福祉部保険年金課 国民健康保険係</p> <p>TFL 0598-53-4041</p> <p>FAX 0598-29-9130</p> <p>e-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp</p>

### 協議事項

#### 議 題

- （1）令和3年度国民健康保険事業の決算見込みについて
- （2）令和3年度特定健康診査結果報告について
- （3）松阪市国民健康保険「データヘルス計画」について
- （4）その他

### 議事録

#### 別紙

## 令和4年度 第1回松阪市国民健康保険運営協議会 議事録

日時 令和4年8月4日（木）

午後1時30分～

場所 議会棟 第3・第4委員会室

### ○出席した委員（14名） 敬称略

三宅義則、濱田迪夫、鈴木和美、竹上昌美、森田和男、櫻井正樹、吉田徹士、岩瀬晃子、阪本幸生、楠田加奈子、三宅 博、小泉貴美子、小阪久実子、篠原由紀子

### ○議事進行のため出席した職員

山路 茂副市長、松下敏幸税務担当理事、西 光一収納課長、廣本知律健康福祉部長、糸川千久佐健康づくり担当参事、西浦美奈子三雲地域振興局地域住民課長、中川幸美飯南地域振興局参事、小林一雅飯高地域振興局地域住民課長、松田和義保険年金担当参事、鈴木清弘国民健康保険担当主幹、前田美里国民健康保険係長

### ○協議事項

#### 議題

- (1) 令和3年度国民健康保険事業の決算見込みについて
- (2) 令和3年度特定健康診査結果報告について
- (3) 松阪市国民健康保険「データヘルス計画」について
- (4) その他

### **(事務局)**

ただ今から、令和4年度第1回松阪市国民健康保険運営協議会を開催いたします。本日は、委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

はじめに、大変恐縮に存じますが、委員の皆様方のお手元に、委員委嘱状と委員名簿を置かせていただいておりますので、ご了承ください。

開会にあたりまして、保険者を代表いたしまして、山路副市長よりご挨拶申し上げます。

### **(副市長)**

本日は、大変お忙しい中、暑い最中、国民健康保険運営協議会にご出席いただきましてありがとうございます。昨日は熱中症警戒アラートが出ておりまして、本日は出ていないようですが、非常に暑い日が続いております。こんな時はこま

めに水分をとるのが大事であると言われてます。新型コロナウイルスの関係でございませう。実はこの運営協議会は、令和2、3年度と新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から書面決議とさせていただいてました。コロナの制限が緩和されてきたということで、今年はこのように開催させていただきましたわけでありませうけれど、みなさんご承知のように新規の感染者が過去最大ということが続いております。非常に感染拡大しておりますので、しっかり感染対策なり、体調管理していただきたいと思ひます。改めまして、皆様方には日頃から市政の運営にご協力いただきまして、大変ありがとうございます。今年度の4月から委員の改選となっておりますが、皆様方には委嘱状をお配りしております。大変快く委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。重ねてお礼を申し上げます。

本日の事項につきましては、事項書にございませうように、議題が3つ並んでおります。一つは令和3年度国民健康保険事業の決算見込み、コロナの関係もありどのような決算になったのか。そして、令和3年度特定健康診査結果報告ついて。それからデータヘルス計画の取り組み結果などについて事務局より説明をさせていただきますが、皆様から忌憚のないご意見を是非お願いいたしたいと思ひますと同時に、今後の色んな事業の実施にご協力いただきますよう重ねてお願いを申し上げます、開会にあたりましての私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

#### **(事務局)**

ありがとうございます。山路副市長はこの後、他に公務がございませうので、ここで退席させていただきます。

はじめに、本日の国民健康保険運営協議会が、今年度第1回目でありますので、委員の方々のお名前を事務局からご紹介させていただきます。

公益代表といたしまして、松阪市社会福祉協議会常務理事兼事務局長 三宅義則様、松阪市民生委員児童委員協議会連合会理事 濱田迪夫様、みえなか農業協同組合総務部総務課係長 加藤雄平様、松阪商工会議所総務課主幹 鈴木和美様、松阪市食生活改善推進協議会会長 竹上昌美様。

保険医・薬剤師代表としまして、松阪地区医師会会長 平岡直人様、松阪地区医師会参与 森田和男様、松阪市民病院名誉院長 櫻井 正樹様、松阪地区歯科医師会副会長 吉田徹士様、松阪地区薬剤師会副会長 岩瀬晃子様。

被用者保険代表としまして、全国健康保険協会三重支部レセプトグループ長 阪本幸生様、株式会社三十三銀行 保健師 楠田加奈子様。

被保険者代表としまして、三宅 博様、小泉貴美子様、小阪久実子様、岩崎静江様、篠原由紀子様。

以上 17 名の皆様です。よろしくお願いいたします。

なお、平岡様、加藤様、岩崎様は、本日欠席でございます。

次に、事務局を紹介させていただきます。

松下税務担当理事、西収納課長、廣本健康福祉部長、糸川健康づくり担当参事、西浦三雲地域振興局地域住民課長、中川飯南地域振興局参事、小林飯高地域振興局地域住民課長、松田保険年金担当参事、前田国民健康保険係長、わたくし国民健康保険担当主幹の鈴木です。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日の国民健康保険運営協議会は、委員 17 名中 14 名の出席を頂いております。運営協議会規則第 4 条により、出席者が過半数を超えておりますので、本協議会が成立したことをご報告いたします。

次に、会長の選出ですが、どのようにお取り計らいをすればよろしいですか。

**(委員「事務局一任」発言)**

#### **(事務局)**

「事務局一任」の声をいただきましたので、会長に平岡直人様を指名いたしたいと思っております。ご承認していただける方は拍手をお願いいたします。

拍手、全員により、会長は平岡直人様に決定をさせていただきます。

なお、運営協議会規則第 5 条により議長は会長となりますが、本日、平岡会長様は諸事情により欠席でございます。本日の議長の選出について、事務局で指名させていただいてもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、議長を三宅義則様に決定させていただきます。三宅義則様は議長席へお移りいただきますようお願いいたします。

それでは、三宅議長様、議事進行について、よろしくお願いいたします。

#### **(議長)**

議長を仰せつかりました三宅でございます。議事進行につきましては、皆様のご協力をお願いいたしますとともに、本日提案いただいております議案につきまして、十分ご審議をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の議事録署名委員につきましては、鈴木和美委員と篠原由紀子委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議題 (1) 令和 3 年度国民健康保険事業の決算見込みにつきまして事務局より説明願います。

#### **(事務局)**

それでは、議題 (1) の令和 3 年度国民健康保険事業の決算見込みについて、主な項目をご説明させていただきます。

資料 1 をご覧ください。1 ページの決算状況ですが、まず表の左側の歳入につきまして、ご説明をさせていただきます。

1の国民健康保険税は31億7,198万5,122円で、前年度と比較しますと6,256万3,025円の減、率にして1.93%の減となりました。

保険税の収納率につきましては、2ページの一番上の表をご覧ください。

現年課税分の収納率は93.06%で、前年度と比較しますと1.08ポイントの増、滞納繰越分の収納率は、20.14%で、前年度と比較しますと0.63ポイントの増、全体の収納率は、69.94%で、前年度と比較しますと3.62ポイントの増となっています。

もう一度、1ページへお戻りください。

次に、3の県支出金118億8,205万899円は、内訳としまして、1 特定健康診査等負担金4,986万4,000円と、2 保険給付費等交付金118億3,218万6,899円でございます。

1は、特定健診・特定保健指導に対する補助金で、2は、国民健康保険の県一元化により、保険給付費が県から市町へ交付金として支払われることになったものでございます。

次に、5の繰入金14億1,190万7,894円は、松阪市の一般会計からの繰入金で、内訳につきましては、参考資料1をご覧ください。

表の半分から左側が歳入科目ですが、真ん中あたり科目5の繰入金の決算見込額(B)欄をご覧ください。

繰入金14億1,190万7,894円の内訳でございますが、

まず、保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)5億6,730万6,800円は、保険税軽減分でございます。

次に、保険基盤安定繰入金(保険者支援分)3億1,492万1,094円は、低所得者数に応じた保険者支援分による繰入金でございます。

次に、職員給与費等繰入金1億7,525万4,000円は、国民健康保険事業職員の人件費等に対する繰入れでございます。

次に、出産育児一時金等繰入金4,032万円は、被保険者の出産育児一時金の支給に対して3分の2を繰入れているものでございます。

次に、財政安定化支援繰入金1億9,169万8,000円は、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するための繰入れでございます。

次に、その他繰入金1億2,240万8,000円は、一般管理経費、徴税费等に係る繰入れでございます。

資料1の1ページにお戻りください。

続きまして、6の繰越金9億1,839万7,203円は、令和2年度の余剰金でございます。

次に、7の諸収入4,955万3,113円は、主に国民健康保険税延滞金、及び第三者納付金でございます。

次に、8の国庫支出金524万4,000円は新型コロナウイルス感染症対応分及びオンライン資格確認システム導入に係る補助金であります。

歳入合計は、174億4,144万3,305円で、前年度と比較しますと4億1,190万1,908円の増、率にして2.42%の増となっております。

続きまして歳出をご説明させていただきます。

歳出につきましては、上の表の右半分にも記載していますが、詳細について、表の下に記載していますので、「総務費」と二重四角で囲んであるところから説明をさせていただきます。

まず、総務費の総務管理費2億9,172万3,344円は、国民健康保険事業に係る人件費及び保険税の賦課通知・委託料・共同電算処理手数料等の一般事務経費でございます。

次に、徴税費330万2,461円は、保険税の徴収等に係る経費並びに金融機関口座振替、コンビニ収納取扱および公金クレジット決済に対する保険税の振替手数料等でございます。

2ページをお願いします。

真ん中あたりの二重四角で囲んだ保険給付費116億2,421万2,221円は、前年度と比較しますと4億8,502万3,637円の増で、率にして、4.35%の増となっております。

内訳としまして、療養諸費100億3,004万5,036円は、療養給付費、療養費、審査支払手数料で、被保険者の療養の給付に対して、国民健康保険団体連合会を通じて保険医療機関等へ支払う費用でございます。

次に、高額療養費15億4,231万3,877円は、被保険者が受けた療養に係る自己負担額が一定額を超えた時、その超えた額を保険給付するものでございます。

次に、出産育児諸費3,851万4,990円は、被保険者の出産92件分に対する出産育児一時金等の費用でございます。

次に、葬祭諸費1,190万円は、被保険者の死亡238件分に対する葬祭費でございます。

3ページをお願いします。

国民健康保険事業費納付金42億9,286万5,943円は、国民健康保険県一元化に際し、県が市町の保険給付費をまかなう財源として、県全体の保険給付費の必要額を見込み、市町ごとの所得水準や医療費水準等を考慮して額を決定し、市町が納付金として県に支払うものでございます。

次に、保健事業費1億4,209万6,530円のうち、特定健康診査等事業費1億3,132万2,624円は、平成20年4月から各医療保険者に義務化されました特定健診・特定保健指導の実施に伴う費用でございます。

次に、保健衛生普及費1,077万3,906円は、被保険者の健康の保持増進に関する指導事業に要する費用でございます。

4ページをお願いします。

諸支出金6億4,590万905円のうち1億2,219万371円は令和2年度に国、県から交付された療養給付費等負担金等の交付額が確定したことにより、超過

交付分を返還する、各種返還金等です。残りの 5 億 2,371 万 534 円は、支払準備基金への積立金であります。

1 ページにお戻りください。

表の右側下の方、歳出合計ですが、

歳出合計は、170 億 10 万 1,615 円で、前年度と比較しますと 8 億 8,895 万 7,421 円の増で、率にして、5.52%の増となっております。

表の一番下の歳入歳出差引額である実質収支額 4 億 4,134 万 1,690 円は、次年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。

国民健康保険の財政の運営につきましては、今後も予測しがたい新型コロナウイルス感染症等の影響による医療費の動向や、伸び続ける高齢者の医療費、また、減少し続ける被保険者等、不安定要素は数多くあり、厳しい状況が続くと思われま。国民健康保険が持続可能で安定した運営ができるように、市としても収納率向上と医療費の上昇を抑制する努力をしていかなければならないと考えております。

以上で、令和 3 年度 国民健康保険事業の決算見込みについての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

#### **(議 長)**

事務局の説明が終わりました。委員の皆様ご意見、ご質問はございませんか。

#### **(委員 A)**

収納率が 93.06%とかなり高いように思いますが、収納率が上がった要素は何か。松阪市の収納率が三重県全体の中でどれくらいの位置であるのか、三重県でトップの収納率の市町はどこか。全国で比較的収納率が良い、富山・長野・島根の 3 県は長寿国で有名である。簡単に、収納率がいいからと言って長寿国に当たらないと思いますが、そのことを鑑みて、三重県がどれくらいの位置であるのか教えてほしい。

#### **(事務局)**

収納率が上がった点ですが、収納方法が多様化している点があるかと思えます。口座振替の他にクレジット払い、スマホのアプリから支払いができるようになったことが要因ではないかと分析しています。スマホのアプリからの支払いが令和 2 年度は 900 件ほどでしたが、3 年度は 2,200 件とかなり伸びております。時間を気にせず、納められることが要因の一つと思っております。また、スマホのボーナスポイントがもらえたのもあるかと思えます。過去は訪問徴収もしていましたが、現在は差押えを中心に行っております。県内における松阪市の収納率の位置ですが、14 市の中で 12 番目となっております。市のトップは鳥羽市で 96.26%でございます。

#### **(議 長)**

あと全国的な部分で、三重県はいかがですか。

**(事務局)**

三重県については、調べておりません。

**(委員 A)**

後日、回答をお願いします。

**(事務局)**

わかりました。

**(議長)**

他にご質問・ご意見はございませんか。他にご質問・ご意見は無いようです。議題（１）令和３年度松阪市国民健康保険事業の決算見込みについて、ご承認していただける方は挙手をお願いします。

「挙手を確認。」

ありがとうございました。

挙手全員により、議題（１）令和３年度松阪市国民健康保険事業の決算見込みについては承認されました。

それでは、議題（２）令和３年度特定健康診査結果報告について、事務局より説明をお願いします。

**(事務局)**

それでは、議題（２）の令和３年度特定健康診査結果報告についてご説明させていただきます。

特定健康診査は、生活習慣病にかかる人や、それに移行する前段階のメタボリックシンドロームの人数が増加していることから、生活習慣病の予防を積極的に進めるために、平成２０年度から各医療保険者に実施が義務付けられたものでございます。

令和３年度の特定健康診査は、４０歳から７４歳までの方を対象に、令和３年７月１日から令和４年２月２８日まで受診期間を延長して実施させていただきました。期間延長は、新型コロナウイルスワクチン接種業務に伴う各医療機関の負担軽減のため、当初の１１月３０日から３か月間、延長をしております。

資料２をご覧ください。まず、特定健康診査受診状況についてでございます。

１）「受診者数および受診率」でございますが、令和３年度の対象者数 26,569 人に対して、受診者数は 10,634 人でした。受診率は、40.0%です。

令和２年度との比較は、増減欄をご覧ください。

対象者数は 205 人の減、受診者数は、439 人の増となり、受診率も 1.9 ポイントの増となりました。

次に ２）メタボリックシンドローム判定でございます。

表の下から 2 行目の令和３年度の合計でございますが、メタボリックシンドロームに該当した方は、受診者全員 10,634 人の内 2,333 人、率にして 21.9%です。

予備群に該当した方は、1,156 人で 10.9%、非該当の方は 7,145 人で 67.2%です。

昨年度との比較は、メタボリックシンドロームに該当した方は、69 人の増、割合で 0.3 ポイントの減となっております。

次に ３）特定保健指導でございますが、令和３年度 動機付け支援対象者の



合計は 650 人、利用者が 123 人、利用率は 18.9%でした。

また、積極的支援の対象者は 180 人、利用者は 22 人で、利用率は 12.2%でした。

特定健診におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和 2 年度の受診者は減少いたしました。3 年度においては再び増加いたしました。受診期間を延長していただくなど、医師会の先生方をはじめ、関係者の皆様のご理解とご協力があったことと思っております。本当にありがとうございました。既に令和 4 年度の健診も始まっており、私どもと致しましても、あらゆる機会を通じて啓発等に努めて参りたいと思っております。

以上、令和 3 年度 特定健康診査結果報告の説明とさせていただきます。

#### **(議長)**

事務局の説明が終わりました。委員の皆様ご意見、ご質問はございませんか。

ご質問ご意見は無いようです。議題(2) 令和 3 年度特定健康診査結果報告につきましては、これで終了とさせていただきます。

それでは、議題(3) データヘルス計画について、事務局より説明をお願いします。

#### **(事務局)**

それでは、議題(3) の松阪市国民健康保険「データヘルス計画」についてご説明をさせていただきます。

これは、平成 28 年 3 月に策定した第 1 期データヘルス計画を踏まえ、平成 30 年 3 月に新たに第 2 期データヘルス計画を策定し、被保険者の健康保持増進と医療費の抑制に効果があると思われる 9 項目の事業について取り組んでいくものでございます。

資料 3 の「令和 3 年度データヘルス計画事業別評価」をご覧ください。

資料に沿って、各々の事業の令和 3 年度の評価とそれに基づく令和 4 年度の対応策についてご説明をさせていただきます。

1 ページは「特定健康診査未受診者対策事業」でございます。まず概要ですが、第 3 期松阪市特定健康診査等実施計画に基づき、受診率向上に向けた取組みを推進するものでございます。

実施内容としましては、自己負担額の無料化、特定健康診査の周知・啓発、未受診者へ勧奨通知の送付、コールセンターからの電話勧奨などを実施します。

C の Check 欄は令和 3 年度の評価でございますが、どのようにどれだけ実施を

したかと言いますと、プロセスとアウトプットの欄をご覧ください。

プロセス、過程としては、受診者の多くは、期間の後半である10、11月に集中するため、7月受診者にカテキン緑茶を進呈することにより、早期受診を促しました。また、10月には、未受診者全員、2万1,250人に勧奨通知を送付し、12月にも期間延長に伴い、1万8,281人に勧奨通知を送付しました。11月には、コールセンターから5,587人に電話勧奨を実施しました。

アウトカム、結果としましては、受診率40.0%で、前年度と比べると1.9ポイント増加したものの目標値には至りませんでした。

AのAct欄、対応策ですが、令和4年度の対応策としましては、早期受診促進など一定の効果は認められるため、今後も継続していくものとし、未受診者に対する勧奨通知についても、通知内容を検討し、実施していきたいと考えております。

次に2ページの「特定保健指導事業」でございますが、事業概要は、特定健診と同様、第3期松阪市特定健康診査等実施計画に基づき、実施率向上に向けた取り組みを推進するものでございます。

実施内容としましては、生活習慣病の予防のため保健指導の実施率の向上に向け、特定健康診査結果から対象者を抽出し、利用勧奨ちらし、体組成計等の測定が無料でできるプレミアムチケットを同封した利用勧奨と電話勧奨を行いました。保健指導は個別指導、集団指導、医師による講座の動画配信を実施しています。特に集団指導の食事編では、企業と連携を行い利用者が楽しみながら栄養バランス測定ができる機材を活用させていただき、当日は定員が満員となりました。

プロセスですが、特定健診を受けていただいた1万634人の内、保健指導の対象となった830人に文書で案内し、利用していただけない方には、電話勧奨や家庭訪問を実施しました。

アウトプットですが、個別支援を 116 人、初回面接の分割実施を 4 人、集団支援を 25 人、合計 145 人に支援をさせていただきましたが、実施率は、17.5%と目標には至りませんでした。しかしながら、コロナ禍により訪問での勧奨はできない状況ですが、実施率が下がることなく令和 2 年度の実施率 16.8%より 0.7%微増しております。

令和 4 年度の対応策としましては、引き続き体組成計等の測定が無料でできるプレミアムチケット測定会の実施、集団指導の食事編では、企業連携を行い、昨年度好評であった栄養バランス測定その他、さらに野菜充足度測定を取り入れ、保健指導内容の充実や利用率向上を図りたいと思っております。また今年度から糖尿病性腎症重症化予防事業を実施し、糖尿病予防の講演会を予定しているため、特定保健指導対象者にもご利用していただけるように勧奨を行う予定でございます。

次に 3 ページの「がん予防の普及・啓発事業」でございますが、概要は、がんの早期発見、早期治療に向け、がんの病態や予防について啓発し、がん検診の受診率向上に向け取組みを推進するものでございます。

実施内容としましては、集団でのがん検診予約のインターネット受付の実施、がん検診の周知・啓発、女性が受けやすい体制整備、休日検診、託児付き検診の実施、未受診者へ受診勧奨通知の郵送、出前講座の実施、ピンクリボン月間での日曜検診やイベントの実施などです。

プロセス、アウトプットにつきましては、別添資料にまとめましたので、4 ページの別添資料をご覧ください。主なものをご説明させていただきます。

上から 3 つ目の枠の 6 月から 3 月にかけて、乳幼児子育て教室、住民自治協議会等でのがん検診講座を 2 か所で、56 人の参加をいただいております。

また、下から 2 つ目の枠 未受診者への受診勧奨通知を、11 月に合計で 2,680 人に送付をしました。

欄外の女性が受けやすい体制整備につきましては、託児付き検診は46人が利用をしていただき、乳がんマンモグラフィ日曜検診では、138人が受診していただきました。3ページにお戻りください。

アウトカムで、がん検診受診率ですが、胃がん検診が11.1%、肺がん検診が7.9%、大腸がん検診が8.3%、乳がんマンモ検診が15.7%、子宮頸がん検診が15.7%でした。

受診率は、前年度より下がっており、新型コロナウイルス感染症の影響もあるかと思われます。令和4年度につきましては職域などで検診を受ける機会のない方に対して「がん検診受診券発行意向調査」を行い、がんの早期発見治療に向けての取り組みを進めたいと思っております。

次に5ページの「糖尿病性腎症重症化予防事業」でございますが、概要は、特定健診結果及びレセプトから、糖尿病及び糖尿病性腎症重症化の予防が必要と思われる方に対し、かかりつけ医等関係機関と連携し、受診勧奨・保健指導を実施することにより、糖尿病への進展や腎不全・人工透析への移行を防止又は遅らせることを目的とするものです。

実施内容は、特定健診の結果からハイリスク者、治療中断・未受療者・健診未受診者を抽出し、保健指導利用案内を送付し、受診勧奨・保健指導を行い、生活習慣病の改善を図り重症化を予防するものです。

アウトプットですが、令和3年度は、治療中断・未受診者205人と、健診未受診者105人の合計310人に対して7月中旬に受診勧奨通知を送付しました。また、今年度からはこの受診勧奨に加え、かかりつけ医の先生などと連携し、保健師・管理栄養士による保健指導を開始いたします。

次に6ページの「COPD(慢性閉塞性肺疾患)予防事業」でございますが、概要は、広く市民へCOPD予防の重要性について啓発し、COPDの認知度を高め、予防するためのアプローチを行うとともに、医療費の伸びの抑制を図るものです。

実施内容は、各住民自治協議会での健康講座を実施し、COPD の病態について周知、予防方法や早期発見の大切さを啓発、また、COPD の予備群をチェックリストや呼吸機能検査で早期発見するものです。

令和 3 年度は、アウトプットとしての健康講座の実施ではありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施ができず、広報まつさか・市ホームページ等による啓発を行い、相談実績としましては 4 件ありました。

次に 7 ページの「医療費通知事業」でございますが、概要は、被保険者に医療費額を通知することで、医療費及び健康に対する認識を深めていただくため、厚生労働省通知に基づき実施するものです。

令和 3 年度は、アウトプットですが、年間の診療分について 2 回に分け通知し、1 月に 2 万 1,625 世帯、2 月に 1 万 5,663 世帯に通知しました。

令和 4 年度も令和 3 年度と同様に、年間 2 回に分けて通知をしていく予定でございます。

次に、8 ページの「ジェネリック医薬品普及促進事業」でございますが、概要は、先発品と同等の効果を持ち、かつ安価であるジェネリック医薬品の使用を促進するものです。

実施内容としましては、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる自己負担額の差額を年 2 回通知するものです。

また、8 月の保険証更新時や 70 歳到達時には、啓発パンフレットやジェネリック医薬品希望カード等を同時に送付することで、啓発を行うものです。

プロセス、アウトプットとしましては、差額通知を 8 月に 741 人、2 月に 792 人に送付しました。

アウトプット 結果は、令和 4 年 3 月現在で、ジェネリック医薬品の数量シェアは 77.2%で、国の目標値でもある 80%をクリアすることはできませんでした。令和 4 年度は、数値シェア 80%を目標に同様の啓発を行ってまいります。

次に 9 ページの「重複・頻回受診者の適正受診指導」でございますが、概要は、医療機関受診において、同一診療科を重複または頻回受診している被保険者に対し、必要な保健指導を行うことにより、受診者の健康の保持と早期回復を目指すとともに、医療費の適正化を図るものです。

実施内容は、レセプトデータから、重複や頻回受診者を抽出・選定し、文書等で指導を実施するものです。

令和 3 年度は、レセプト点検員が手作業でレセプト内容のチェックをしたうえで、対象者の選定、絞り込みをし、重複受診対象者を 21 名、頻回受診対象者を 58 名抽出しましたが、受診指導には至らなかった状況です。

令和 4 年度は 10 人に対して受診指導を行うことを目標に事業を実施していきたいと考えています。

最後に、10 ページの「健康づくりイベントでの啓発」でございますが、概要は、健康関連イベントに参画・補助し、市民への健康づくりの啓発の機会とするものでございます。

コロナ禍前の令和元年度までは、6 月に行われた「歯と口腔の健康まつり」と、9 月に行われた「健康フェスティバル」に参画、補助させていただく中で、市民への健康づくりの啓発をさせていただきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が流行いたしました令和 2 年度からは中止せざるを得なくなり、4 年度においても、残念ながら中止となっております。

以上、松阪市国民健康保険「データヘルス計画」についての説明とさせていただきます。

**(議 長)**

事務局の説明が終わりました。委員の皆様ご意見、ご質問はございませんか。

**(委員 B)**

データヘルス計画の事業、大変すばらしい計画で良いと思うのですが、糖尿病性腎症重症化予防事業のことですが、一つ歯科医側として追加してほしいなど

思う項目があります。それは、糖尿病と歯周病との関連が最近沢山言われていることでありまして、特に歯周病、いわゆる歯茎の炎症を減らすということが糖尿病の悪化を防ぐ効果、エビデンスも出ていますし、大事なことです。この計画の中に一言、口腔内の健康、歯周病予防の項目を追加していただけたらと思っております。特に糖尿病の場合、生活習慣病ですから、生活習慣の乱れ、例えばだらだら食いとか、歯を磨く時間が決まっていなかったり、生活習慣がきちんと出来ていないことは、糖尿病の不健康な生活習慣に結び付くことでもありますし、そういう意味でも、一言、歯周病と糖尿病の事に関する、口の中の健康を保つという項目が入っていればと思うのですが、いかがでしょうか。

**(事務局)**

糖尿病性腎症重症化予防事業につきましては、ハイリスクの方に保健指導を今年度から始めさせていただくことになりました。現在、1名の方が対象として、保健指導に関わっているところでございます。また、ハイリスクの方の保健指導の中でも、歯と口腔の健康についても指導していくとともに、市民全体に対しても、この事業を始めているということで、広く講演会等計画しているところでございますので、その中でも、口の健康についても糖尿病との関係の事について、啓蒙していきたいと考えております。

**(議長)**

他にご質問ご意見はありませんか。無いようですので、議題(3)データヘルス計画につきましては、これで終了とさせていただきます。

**(議長)**

最後に、議題(4)のその他ですが事務局から何かございますか。

**(事務局)**

それでは、議題(4)その他でございますが、国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて、ご説明させていただきます。

課税限度額とは、保険税の上限額のことでございます。

医療保険制度において保険税負担は、負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保するという観点から、被保険者の保険税負担に、一定の限度を設けることとなっております。

また、課税限度額について、国は負担の公平性を図る観点から、段階的に引き上げを行っています。

そのような中、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一

部を改正する政令が令和4年3月31日に公布、同年4月1日より施行され、基礎課税額の、医療分の課税限度額が2万円、支援金分の課税限度額が、1万円引き上げられ、99万円から102万円に変更になりました。

『課税限度額の引き上げ』につきましては、中間所得者世帯に配慮した保険料率を維持しつつ、増加の一途を辿る医療給付費の財源を確保するため、高所得者世帯に、より多く保険税を負担していただくためのものでありますが、高所得の納税者の立場から見れば不利益なものであります。このようなことを踏まえ、別紙の表にありますように、国の令和4年度の基準に合わせて、基礎課税分の医療分を2万円引き上げて65万円、支援金分を1万円引き上げて、20万円とし、課税限度額を102万円とする条例改正案を来年2月議会定例会に上程し、令和5年4月1日からの施行を予定しております。以上でございます。

**(議 長)**

委員の皆様ご意見、ご質問はございませんか。

法改正によるもので、松阪市はこれまで1年遅れで改正が慣例的に行われてきたと理解してよろしいですか。

**(事務局)**

はい、そうでございます。

**(議 長)**

他に委員の皆様から何かございますでしょうか。無いようでございますので、議題(4)その他につきましては、これで終了とさせていただきます。

以上で全ての議題が終了しました。委員の皆様におかれましては、熱心にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして第1回国民健康保険運営協議会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和4年8月4日

午後2時24分閉会